

市議会 いせさき

平成 20年 7月16日 No.18



国定公園

第3回定例会 6月11日～25日（15日間）

一般質問	2～9
成立した議案	10～11
議員提出議案	11
政務調査費収支報告	12

今回、市長から提出された議案は、条例等31件、人事案件4件の、合わせて35件でいずれも原案のとおり可決しました。

また、議員提出議案は、義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元と教育予算の拡充を求める意見書で原案のとおり可決しました。

市政について

伊勢崎クラブ

原田 和行

質問

矢内市長は就任以来、市民とともに歩む市民参加型の市政を実践し、伊勢崎21市民会議の設置や市政懇談会の開催など、多くの市民の声を聞き、市政に反映させる方法は、市長の基本姿勢となつています。少子高齢化が進展する中、子育て支援や市民の健康づくり、高齢者に優しいまちづくりの施策に取り組み、また、教育や社会資本の整備など自治体のトップとして、そ

の力を十分に発揮されました。そこで、今までの取り組みの総括と、任期満了までの間、合併後の重要な時期にある市政の運営、任期満了後の市政をどのように考えているのか伺います。

答弁

新伊勢崎市の初代の市長として、20万人のまちづくり、安心安全なまちづくり、健康医療の元気なまちづくりの実現を重点政策として掲げ、伊勢崎市総合計画の策定と、実施計画に基づく確かな行政の運営に意を注いできました。合併後のこの4年間は、地域資源を有効に活用し、産業、経済、都市機能の充実を図り、魅力ある都市形成を進めるための礎を築くことが求められ、その重責を果たすべく全力を傾注してきましたが、ようやく未来に

雄飛する本市の姿が見え始めたことについては、ご同慶の至りです。

私の政治姿勢の基本にあるのは、市民の目線に立った市政の実現です。合併後、地域の一体性の確保と今後の発展に全力を傾注することができたことは、一重に市民の皆様のふるさと伊勢崎を思う深い愛情を感じていたからであり、今後においても、全身全霊を打ち込んで市政を運営したいと考えています。また、任期後の市政について論じることが、控えさせていただきたいと存じますが、年齢を考慮するとともに、市長として就任当時から、2期8年がひとつの節目として考えていたことから、現任期の満了後にあつては、市長とは異なる立場で、ふるさと伊勢

伊勢崎駅周辺総合開発事業の進捗状況について

伊勢崎クラブ

新藤 眺旦

質問

駅前周辺整備の基本方針が発表され、生まれ変わろうとしています。駅舎のイメージや民間活力の導入など、整備の考え方について伺います。また、鉄道連続立体交差事業では、高架工事が始まり、駅周辺の開発事業が実感として捉えられるようになってきました。そこで、進捗状況についてお聞きします。

次に、駅の周辺では建物の移転も目

に見えて進んでいます。土地区画整理及び密集市街地整備の状況、今後の事業予定について伺います。

答弁

新駅舎については、昨年度、伊勢崎駅前周辺整備検討会議により、赤城山の山並みをモチーフに、明るくモダンなイメージによる三角パターンをコンセプトとしたデザインが決定されたところで、今後は整備方針に基づき、まちづくりの核となるような民間開発を誘導し、商業、公益、住居などの複合施設整備を行い、定住人口や来街者の増加を図り、駅前周辺のにぎわい創出につなげたいと考えています。鉄道連続立体交差事業では、JR両毛線は、高架工事を3工区に分けて進めており、平成22年春の高架開通を、



駅周辺総合開発事業の推進を

また、東武伊勢崎線は、用地買収も87%と進んでおり、平成25年秋の高架開通を目指して行く予定です。

崎の発展に役立っていききたいという考えについても、合わせて持っていることも事実です。



まちづくりの成果は

次に、伊勢崎駅周辺住宅の土地区画整理及び密集市街地整備については、建物移転や買取除却を進め、整備中の県道桐生伊勢崎線と接続し、駅前広場へアクセスする重要な道路の駅南の東西通りを駅前整備の効果をもたせるため、鉄道連続立体交差事業の完成に合わせて整備を行います。

また、事業による住宅困窮者のためのコミュニティ住宅を「タワー花の森」住宅の西の街区に、密集住宅市街地整備促進事業により建設し、伊勢崎駅周辺総合開発の一層の推進を図りたいと考えています。

その他の質問

・小・中学校のトイレについて

放課後児童クラブについて

伊勢崎クラブ

田島 勉

質問 赤堀地区及び東地区の児童館を活動場所としている児童クラブと、境地区及び伊勢崎地区で活動している児童クラブの運営に差があり、その解消に向けて考えていく必要があると思います。そこで、現在の児童クラブ数と入所児童数、並びに運営経費として保育料及びその問題点について伺います。

次に、待機児童数とその現状、及び

平成22年4月から補助金が廃止される児童数71人以上の大規模クラブについて、今後の対応をお聞きます。

答弁 4月現在、公設民営が3施設、民設民営が18施設、児童館の自主事業で直営のものが6施設の合計27施設あり、入所児童数は合計で1910人です。また、保育料については、公設民営は一律月額1万円に対し、民設民営は、運営主体が独自に設定した金額で、月額6000円から1万5000円、児童館の放課後児童クラブは保育料を徴収していません。そこで、地域により生じている格差を解消するため児童館においては利用者に対してアンケート調査等を実施し、そのニーズ等を踏まえ検討するとともに、調査結果は、運

営に反映させたいと考えています。

次に、待機児童数は、公設民営の3施設で35人、民設民営の3施設で38人、児童館の放課後児童クラブでは待機児童なしとなっております。合計6施設で73人となっております。現在、できる限りの受け入れをお願いしているところです。また、平成22年度から国・県の補助金が廃止されるため、大規模クラブ13施設については、分割や施設の拡張等を検討することが必要となっております。こうした、待機児童の解消や大規模クラブの対応については、今後の放課後児童クラブのあり方も含めて、市内全域で安定した運営がなされるよう、庁内検討委員会を設置し、全庁的に取り組むたいと考えています。

東部ショッピングモール「スマーク」について

伊勢崎クラブ

小暮 利明

質問 市民が安心して安全に暮らせるまちを目指して、市民、警察、行政が連携して地域ぐるみの防犯活動を推進していかなければなりません。本市では、子供たちを犯罪から守り、通学路における児童、生徒の安全を確保するために、青少推、防犯委員、PTA、ボランティア等が学校などと連携し、青色防犯パトロール車による防犯活動などが行われています。1日当たり3

万人以上の集客を見込んでいるスマークにおいても、パトロールのエリアとして防犯体制の強化を図り、防犯活動の推進に努めなければならないと思います。

そこで、スマーク館内に警察官立寄所として、また、パトロールの中継拠点として併用するようなコーナーが設けられ、その中で情報交換ができれば防犯活動の推進がより一層図られるのではないかと考えます。これらの防犯体制の行政サイドからの働きかけについて考えをお聞きます。

答弁 東地区安心安全パトロール協議会を初め、近隣地域のパトロール協議会を対象にした講習会を開催し、防犯啓発を行うとともに、青色防犯パト



スマーク近郊の防犯対策の強化を

ロール講習会を実施し、パトロール活動の指導・支援を推進します。

さらに、各種団体による施設内巡回

その他の質問

・全国都市緑化ぐんまフェアinいせさきについて



放課後児童クラブの地区間の格差解消を

を計画し、防犯対策の強化を図ります。なお、警察からの働きかけにより、施設内に警察官立寄所の設置が計画されているようですが、開設に当たっては、事前に警察や防犯関係団体等と協議・連携して青色防犯パトロール車の立寄所などとしての有効的な活用も図れるよう検討します。

今後、この大型商業施設による環境の変化に対応するため、警察や防犯関係者と連携を密にし、効果的な防犯活動が行えるよう支援していきたいと考えています。

その他の質問

・市政懇談会について
・共有私道の受け入れについて

分権社会における行財政改革の考え方について

伊勢崎クラブ

吉山 勇

質問

平成18年の新地方分権構想検討委員会の最終報告により、国と地方の役割分担の明確化と権限の移譲、地方財源の充実強化など、具体的な業務の実現に向け第二期地方分権改革がスタートし、平成20年5月28日、第一次勧告が取りまとめられました。

市町村に影響する業務として、保育所入所要件「保育に欠ける」を見直し、放課後児童対策の改善、都市計画に係

る国・都道府県の関与の廃止・縮小など、平成20年度中あるいは平成21年度中に実施しようとするものもあり、市町村の役割はますます重要かつ広範になっています。

本市では伊勢崎市集中改革プランにより、伊勢崎市行政改革大綱実施計画の具体化・数値化が図られ、行財政改革を着実に進めています。地方分権の加速により、行政ニーズの増大・多様化に対し、事務事業の効率化やアウトソーシングのより一層の推進など、加速する行動力をもつて今後も行政改革に当たっていかねばならないと思われませんが、考えをお聞きます。

統合などを検討、実施して、財政の健全化を図るとともに、人事制度の見直しや職員の資質の向上・意識改革を図り、市民満足度の高い行政サービスの提供を行っています。また、行政改革大綱には、行政運営の効率化による財政の健全化、環境にやさしい行政運営、市民協働の推進、人材の育成と人事管理・定員適正化、市民サービスの向上の五つの重点項目を掲げています。



行財政改革の推進を

その他の質問

・職員の人材育成について
・行政情報のセキュリティについて

学校給食について

伊勢崎クラブ

原 智

質問

原油価格の値上がりを初め、小麦、大豆等の穀物類や肉、牛乳等の値上がりは異常です。このような経済状況下において給食費の値上げについて市民や父兄から心配の声を耳にします。品質、栄養価を落とさずに、現行価格で提供できるのかお聞きます。

次に、食材の購入についてですが、主食であるパン、米飯の仕入れ先、仕入れ方法、価格決定はどのように取り

組んでいるのか、副食である肉、野菜等についてもあわせてお尋ねします。

学校給食は、安価で安全かつ適正な栄養価をもって提供することが不可欠です。そのためには、良質な原材料の確保、衛生管理、作業効率の求められます。現在6カ所に分散している調理場の、整理・統合を視野に入れる必要もあると思いますが、将来計画についてお伺いします。また、給食費未納累計額と対策についてもお聞きます。

答弁

食材の値上げが懸念されていますが、食材の大量仕入れ、献立の工夫などにより給食費の値上げはしないて提供していきたいと考えています。

次に、主食であるパン及び米飯類は、安全かつ安定価格で納入できることを



現行価格での学校給食提供は

考慮して、群馬県学校給食会と契約しており、県内統一価格となっています。また、牛乳は、群馬牛乳協業組合から

納入されています。なお、副食食材である肉、魚、野菜などの物資は、給食センターに登録している53業者による入札で決定しています。

調理場の再編計画ですが、業務のアウトソーシングなど、給食事業のあり方を研究する中で、整理、統合も視野に検討したいと考えています。

次に、平成19年度末の給食費未納累計額は約2670万円となる見込みであり、戸別訪問、督促状の配布、電話督促等、学校と教育委員会が連携を取りながら徴収率向上に努力しています。

その他の質問

・本市における暫定税率再議決の影響について

後期高齢者医療制度 について

伊勢崎クラブ

堀込 清孝

質問 本年4月から群馬県後期高齢者医療制度がスタートしました。

本来、運営主体の広域連合で説明会を実施するところですが、本市は、独自に住民説明会を実施しました。その中で75歳以上の高齢者の人間ドックの実施や、保養施設利用券の発行が強く要望されていましたが、いずれも広域連合では実施する考えはないとされています。そこで、平成17年度から

19年度の75歳以上の高齢者の人間ドックの受診者数と単価、保養施設利用券発行枚数をお聞きます。

また、助成実施の考えと他市の助成状況をお伺いします。

答弁 75歳以上の1日人間ドックの過去3年間の受診者数は、平成17年度が108人、18年度が138人、そして19年度は142人でした。費用単価は、男性が3万975円、女性が3万4125円、そのうちの3割が受診者の自己負担で、残りの7割を国民健康保険が助成していました。

県内他市町村の本年度の助成実施状況は、太田市、館林市、富岡市、安中市、上野村、高山村、川場村、大泉町及び邑楽町が実施する予定です。

次に、指定保養施設利用券の発行ですが、過去3年間の75歳以上の利用枚数は、平成17年度は116枚、18年度は151枚、19年度は124枚で、県内12市の状況は、富岡市のみが実施しています。

次に、今後の対応ですが、先般の後期高齢者医療制度説明会の際に、人間ドック助成事業を市単独で実施することについては、多くの会場からも要望がございましたので、前向きに検討したいと考えています。また、保養施設利用券発行については、委託保養施設の状況を考慮して検討します。

その他の質問

・東部ショッピングモール「スマーク」

文化財について

伊勢崎クラブ

臂 泰雄

質問 殖連地区の昭和町と東本町において町内誌が編纂され、それぞれ刊行されました。

これらの本を読みますと明治・大正・昭和という激動の時代の、懐かしい思い出や忌まわしい戦争の記憶がともも具体的に記されています。こうしたものは、今を生きる者が時代の証言として残しておかなければならない大事な事業だと思います。そこで、現在、

市が把握している市内における町内誌や地域誌の編纂状況についてお聞きします。また、それらの編纂事業への市のかかわりと、こうした事業の今後の推進に向けて、市が関与していく可能性についてお伺いします。

答弁 町内誌は、市民あるいは研究会で、町内や地域に伝わる伝承、古老からの聞き取り、あるいは埋もれた文化財などを調査し、それを記録にまとめたものです。

既に刊行されている町内誌として、赤堀郷土研究会がまとめたふるさとをたずねて、伊勢崎市郷土文化研究連絡協議会が刊行した温故知新などは、特色ある文化財の紹介をしています。また、個人の方が豊受探訪を、昭和町の



町内誌編纂の支援を

中里を考える会が思い出の記・中里を顧みてを、茂呂歴史愛好会が茂呂歴史散歩を、また、今年になって東本町区

開店に伴う周辺の道路整備について
・少子高齢化について
・小・中学校の耐震対策について



75歳以上の人間ドックの助成は

が東本町の歴史を刊行しています。いずれも、地域の方々が郷土資料の掘り起こしをしたもので、市民が故郷を見直す貴重な資料になっているものと理解しています。

本市は、これらの町内誌の作成に当たり、資料を提供するなどの協力をしました。

今後、こうした町内の文化財を記録しようとする場合、資料や学術面で役に立つ情報の提供、本作りの技術的な方法、あるいは広報などの支援を積極的に進めたいと考えています。

その他の質問

・安心安全施策について
・新しい教育について

新観覧車問題について

新政クラブ

田村 幸一

質問 全国都市緑化フェアは前橋市、高崎市などの主会場は6月8日をもって終了しました。本市の主会場の波志江沼環境ふれあい公園に計画された新観覧車計画の工事中止発表後の和解の不成立から、東京地方裁判所での調停など、時間がかかりすぎているのではないのでしょうか。先方や本市にとって重大なことなので時間がかかることも理解しないでもありませんが、その取

り組み姿勢が、いたずらに時間延ばしをしているのと思えてなりません。東京地方裁判所での調停の終結時期の目途は立っているのかお聞きします。

また、ここまで調停が長引くのは相手側である泉陽興業と契約違約金や工事の賠償金など金銭的問題と推察します。仮に調停結果が億単位の金額になったとしたら、その責任の取り方を考えているのか、補償金などが生じた場合、すべて市民の税金で賄うのか、市長や副市長などが応分の負担を考えているのか、また、民意を捉えられずにこの計画を推し進めた市長を初めとする執行三役及び職員の責任の所在はどのように考えているのかお聞きします。

答弁

双方の弁護士による話し合い

の場を調停に移し、本年1月29日の第1回以後、これまで3回行われていますが、専門的知識を有する調停委員の力を借りながら、合意点を見出すために、取り組みを進めているこれまでの期間は、必要な時間であったと思います。また、終結時期については調停の状況によりますが、第4回調停が6月26日に予定されていることから、それ以後になるものと考えています。調停ですから相手がどう出てくるかわかりませんが、私の任期中、そこまで行かないうちに決まることは、ほぼ間違いないと思っています。なお、責任の所在について、現在調停は継続中であり、調停に影響を及ぼすと考えられる答弁については控えたと思います。

その他の質問

・市政に対する市長の考え方について



調停の早期終結を

(仮称)伊勢崎宮郷工業団地誘致計画について

新政クラブ

三好 直明

質問 誘致予定地が選ばれた経緯として、地元要望があったためという話を聞いていますが、市からの働きかけが先行したのか、地元要望が前からあったのかお聞きします。

また、食糧自給率向上が国家的課題になっている現在、優良農地を約60ヘクタールもつぶしてまで工業団地誘致を図るといふ、食糧問題との整合性についてお聞かせください。

さらに、近年は温室効果ガスの吸収源として算入外であった農地の役割、多機能性がクローズアップされていることから、今回の計画の執行の見解、温暖化対策との整合性についてお聞きします。

答弁

工業団地造成の計画が進んでいるのは、この地域の交通環境ポテンシャルが非常に高く、都市計画マスタープランにおいて産業拠点として位置づけられているとともに、過去に工業団地造成の要望があった地域であることなどが考慮されたものです。また、市内候補地との比較については、土地利用の状況や各種計画での位置づけ、周辺への影響、交通条件などの事項について、国との農林調整に伴い比較検



食糧問題・温暖化対策との整合性は

討を十分行っています。また、この地域の農業経営に与える影響は少ないものと考えられますが、

遊休農地の活用を含めた市全体の農地の有効活用を図りながら、今後とも食料の安定供給に向けて地域農業の振興に努めたいと考えています。

本市の都市環境に十分な配慮を行いながら地球温暖化対策を進め、企業立地しやすい環境を整えることが地域の活性化にとって重要であるとの観点から、この工業団地計画を推進しています。また、工業団地を造成し企業の誘致を図ることは、地域における雇用の確保や地域経済の発展などに大きな恩恵をもたらすことから、今後も施策の整合を図り、工業団地計画を進めます。

その他の質問

・新型インフルエンザ対策について

緑化事業における市民との協働について

新政クラブ

堀地 和子

質問 総合計画では公園の整備と緑化推進の施策の展開として、特色ある公園の整備、市民参加の公園づくり、そして市民による緑化の推進を上げています。現在、緑化事業の指針として緑の基本計画を策定中ですが、公園緑地における企画立案から造成、維持管理というそれぞれの段階で、市民との協働の取り組み状況をお聞きます。

次に、市民は自分たちの活動価値を知りたいのではないかと考えますが、公園緑地の維持管理等での業者発注とコスト比較についてお聞きます。

答弁 本市の公園は、236カ所で、このうち、85カ所の公園において、64団体の公園愛護会が、また、児童遊園体についても、地元行政区を中心に18団体が主に除草や清掃等の活動を行っています。さらに、緑化を実践する緑の少年団活動、緑化リーダーや西部公園フラワーネットの各団体など幅広い市民による緑化への取り組みが行われています。また、公園整備の段階から市

民参画を進めてきた、茂呂中央公園や葦塚豊公園などの事例もあります。次に、業者発注とのコスト比較については、作業条件が大幅に異なるため難しいものがありますが、愛護会への報償費は、1平方メートル当たり沼の清掃等で15円程度、除草等で30円程度を出しています。また、業者への除草委託は、1平方メートル当たり76円程度で計算されています。

今後の取り組みについて、市が積極的に介入して場合によっては肩がわりをできないかということについては、無理かと考えていますが、緑の基本計画の策定に向けて進められた市民参画や、全国都市緑化ぐんまフェアinいせさきの開催を契機に培われた市民の主

体的な地域における活動など、緑豊かな街づくりを目指し今後も市民とともに進めたいと考えています。



市民団体により整備されている東公園

色覚バリアフリーについて

公明党

田村 陽子

質問 日本で色覚に異常のある人は男性で約305万人、女性では約13万人と言われています。男女同数の40人学級なら、1クラス一人の割合で存在することになります。私たちの周りにある出版物、広告、インターネットのホームページなどもカラフルになり、色で伝える情報に対し不自由なく暮らせる社会を目指し、具体的な取り組みが始まりつつあります。また、企業で

も製品づくりにカラーユニバーサルデザインへの配慮が欠かせなくなっています。そこで、本市の現状についてお聞きます。

次に、平成15年の一般質問に対し、学校においては、教材・教具の効果的な活用と指導方法の改善・充実に努めたいと答弁されましたが、その後どのような改善が図られたかお伺いします。

答弁 市民が等しく行政サービスを受けられるよう、市の広報紙のカラー化に伴い、色の識別がしにくい人への配慮に心がけ、また、ホームページについては、昨年9月にリニューアルし、利用者が文字と背景の色を反転したり、文字の大きさを自由に設定できるようにしました。色の識別がしにくい人に

優しいまちづくりは、バリアフリー社会の重要な課題の一つと考えています。次に、色覚障害のある児童生徒に対



学校での指導方法の改善は

し、赤や緑のチョークをできるだけ使わないようにし、また、使う場合は教師が言葉で伝えるなど配慮しています。学校保健法の改正により、現在、色覚検査が行われています。そのため、周囲の大人の気づきとその後の配慮が大切ですので、健常者が色の見分けにくさを体験できるルーペなどを利用した疑似体験を通して、色覚障害に理解を深めるとともに、指導方法の改善・充実に努めたいと考えています。

その他の質問

- ・総合窓口について
- ・本庁舎の駐車場について
- ・肺炎球菌ワクチンの助成について
- ・子供たちの紫外線対策について

住民税について

公明党

内田 彰

質問 国から地方への税源移譲により、市県民税は増税となり、所得税が減額されましたが、退職などの事由により、平成19年に大きく収入が減少した場合、税負担の増加だけの影響を受けてしまいます。その是正策として減額措置が設けられました。しかし、申告期間が7月1日から31日までで、しかも、ほとんど周知されていないのが現状です。そこで、本市における減額

申告の周知策、また、対象者数と予算への影響について伺います。

次に、要介護認定者への障害者控除認定書についてですが、障害者手帳を持たない要介護認定者の場合でも、確定申告や年末調整の際に、居住する市町村から認定書を受給し、それを税務署や勤務先に提出したときに限り、同様の控除が受けられるものです。しかし、この制度も周知されていないのが現状です。そこで、周知の状況、要介護認定者数と認定書発行数を伺います。

答弁 周知策については、6月1日号の広報紙及びホームページに掲載するとともに、ポスター等を本庁・支所などに掲示しています。また、今回の措置は平成19年度賦課分の住民税についてのみ適用されるもので、対象者が限定されていることから、該当すると思われる方に個別通知を送付する予定です。また、該当者数は6200人を見込んでおり、減額措置の影響額は市民税分が約1億600万円、県民税分が約8800万円を推計しています。

次に、平成19年12月31日現在の要介護1から5までの認定者数は4840人で、認定書発行枚数は97枚です。周知方法ですが、市の広報紙及びホームページに掲載するとともに、介護サービス事業所研修会等の説明会において周知したいと考えています。

その他の質問

・ふるさと納税と寄付条例について

後期高齢者医療制度について

日本共産党議員団

長谷田 公子

質問 後期高齢者医療制度に対し、自民党・公明党の連立政権は、あまりの国民の批判に対し保険料の負担軽減などの改善策を講じています。しかし、制度の本質が変わらない以上、廃止しないという声は今後も広がっていくでしょう。廃止の意見書が議会で採択された自治体は今年3月で29・3%でしたが、6月議会ですらに広がる見込みです。また、医師会を挙げて、反対・

慎重を表明したのは30都道府県に上ります。

本市としても重大な問題をはらむ制度にどう対応するのか、市民の命を本当に守る立場に立つかどうかが鋭く問われています。自治体の首長としてどのように評価するのかお聞きします。

次に、これまで、すこやか検診として70歳以上については無料で実施してきた高齢者検診ですが、最低限の項目を行う特定検診に加えて健康づくり検診を希望する人は、後期高齢者であっても5000円の負担が生じます。この負担について、今年度の予算編成過程での検討状況、無料化した場合の予算額及び今後の助成検討の考えについてお聞きします。



健康づくり検診の助成検討は

答弁 本制度は平成14年の制度改正から5年間をかけて公費の充実などを図り本年4月に施行されました。制度

・2011年問題（地上デジタル放送への移行）について
・学校図書整備について



障害者控除認定書の周知を

に不備な点もあると思われますが、国も制度の見直しをしており、今後、国民の理解を得ながら本制度が円滑に実施されるよう、見守っていきたいと考えています。

次に、健診の実施主体である群馬県後期高齢者医療広域連合が決定した項目では、従来の検診内容を満たすことができないため、市独自に健康づくり検診を追加したことに伴い、負担をいたたくものです。また、負担を無料にした場合の費用については、約650万円程度となります。

その他の質問

・市内建築物の耐震化について
・宮郷第二小学校について

四ツ葉学園中等教育学校の運動場について

未来クラブ

森田 修

質問 四ツ葉学園中等教育学校の運動場の整備の経過と現状についてお聞きします。

また、予定地についてですが、運動場は近い方がよい。しかし、それにこだわらずるのはどうでしょうか。ここにつくらなければならないということとで交渉すれば、価格が上がるのは当然です。市民の税金を使うということは、大義がなければなりません。

道路橋の長寿命化修繕計画について

正論の会

伊藤 純子

質問 アメリカでの橋の崩落を重く受けとめた国土交通省は、従来の対症療法的な修繕及び架けかえから、予防的な修繕を実施する長寿命化修繕計画で円滑な政策を図ると伺っています。そこで、この計画に基づいた、本市が管理する道路橋の現状をお聞きます。

限られた予算と職員で市民に安全な道路施設を提供し続けるために、道路橋の点検から、補修の実施、データベ

市の今までのやり方は、柔軟な発想に欠けているところがあります。

例えば、伊勢崎工業高校の野球場は日乃出町にあります。そこまで走っていけば、トレーニングにもなりますし、学校から離れていれば、第三者に貸してもうるさくないのではないのでしょうか。隣接した運動場とは、違う面で利点はあるものです。条件が合うならば、三和町や本関町等でもよいのではないのでしょうか。

選択肢を広げる考えがあるのかお聞きします。

答弁 経過についてですが、運動場は前期課程の生徒と後期課程の生徒が体育の授業や部活動で使用するに伴い、既存の運動場に加えて、主に前

期課程の生徒が授業等に必要な約1万平方メートルの土地の中に200メートルのトラック、100メートルの直線レーン等が取れる新たな運動場を設置することにしました。

また、用地の取得については、土地所有者と協議を重ね、内諾をいただいた上で、事業認定の手続を行い、滞りなく整備できるよう進めているところです。

次に、予定地ですが、運動場選定については教育活動の実施上の問題点、用地面積、現在地との関連性、地域の皆様の意見等を考慮して高校敷地の西側の隣接地に決めたものです。

その他の質問

- ・任期満了に当たっての市政の考え方について
- ・工業団地について



選択肢を広げる考えは

と円滑な政策転換を行い、橋梁の保全に係る費用の縮減を図るため、老朽化橋梁の長寿命化修繕計画の策定に向け



道路橋の修繕計画は

準備を進めています。その計画策定には、学識経験者の参画と当該計画の公表が条件となっています。

橋梁は、市民の生活の中で必要不可欠な道路施設であり、安全性の確保と適正な維持管理は道路管理者の責務です。従来の対症療法的な修繕及び架けかえでは、将来急激な財政負担が生じることが予想されますので、老朽化橋梁の現状調査と点検結果を確認し、平成21年度を目途に老朽化橋梁の長寿命化修繕計画の策定に向け、取り組みたいと考えています。

その他の質問

- ・市民病院について
- ・子育て支援について

成立した議案

今回の定例会で成立した市長提出議案は、条例20件、予算関係4件、人事案件4件、その他7件の、合わせて35件で、いずれも原案のとおり可決しました。

四ツ葉学園中等教育学校建築工事請負契約を締結

- ・工事場所 上植木本町1702番地1
- ・請負代金 10億8990万円
- ・請負者 柏井・岩瀬・神澤四ツ葉学園中等教育学校建築工事特定建設工事共同企業体



四ツ葉学園完成イメージ図

消防ポンプ自動車の取得について



同型の災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車

- ・取得物品の数量 2台
 - ・取得予定価格 3269万7000円
 - ・契約の相手方 (株) 佐藤工業所
- 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の取得について

- ・取得物品の数量 1台
- ・取得予定価格 4189万5000円
- ・契約の相手方 (株) モリタ東京ポンプ営業部

指定管理者の指定期間を改正

指定管理者に管理を行わせる指定期間

間は現在、制度を導入しているすべての公の施設で3年間ですが、管理の定着、事業の内容等の検証、市民ニーズ、指定管理者からの報告等様々な角度から検討を重ねた結果、指定期間を5年間に延長するものです。

- ▶ 伊勢崎市青少年育成センター条例の一部を改正する条例
- ▶ 伊勢崎市児童館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- ▶ 伊勢崎市ちびっこセンター条例の一部を改正する条例
- ▶ 伊勢崎市福祉作業所条例の一部を改正する条例
- ▶ 伊勢崎市ふくしプラザ条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- ▶ 伊勢崎市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例
- ▶ 伊勢崎市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例
- ▶ 伊勢崎市みやまセンター条例の一部を改正する条例
- ▶ 伊勢崎市高齢者生きがいセンター条例の一部を改正する条例
- ▶ 伊勢崎市境社会福祉センター条例の一部を改正する条例
- ▶ 伊勢崎市境地域福祉センター条例の一部を改正する条例
- ▶ 伊勢崎市文化会館条例の一部を改正する条例
- ▶ 伊勢崎市華蔵寺公園遊園地条例の一部を改正する条例
- ▶ 伊勢崎市民プラザ条例の一部を改正する条例

伊勢崎市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づき準則を定める条例を制定

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行により、工場立地法に基づく緑地面積率等の規制を緩和するものです。

特に重点的に企業立地を図るべき区域に指定された市内10カ所の工業団地に企業が立地する際の緑地面積率を10%以上に、また環境施設面積率を15%以上にすることにより、現在の工場立地法に定められている率をそれぞれ10%ずつ緩和するものです。

伊勢崎市都市公園条例の一部を改正

伊勢崎市民体育館の食堂を廃止し、その有効利用を図るものです。
食堂の廃止に伴い、施設利用者が自由に飲食したり、大会等競技の合間に休息などができるような休憩室として、利用者の利便性の向上を図ろうとするものです。

人事関係議案

◎人権擁護委員候補者の推薦について

- 渡辺 元氏 (安堀町)
- 板垣憲子氏 (東本町)
- 茂木サチ子氏 (野町)
- 高橋正夫氏 (東小保方町)

議員定数について調査を行う 特別委員会が設置されました。

平成20年6月25日現在

委 員 会 名	議員定数調査特別委員会
定 数	11人
委 員 長	野 田 文 雄
副 委 員 長	田 村 陽 子
委 員	伊 藤 純 子
〃	北 島 元 雄
〃	新 藤 暁 旦
〃	須 永 武 久
〃	田 村 幸 一
〃	羽 鳥 基 宏
〃	原 田 和 行
〃	臂 泰 雄
〃	吉 山 勇

条例・その他の議案

- 伊勢崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 伊勢崎市駐車場条例の一部を改正する条例
- 伊勢崎都市計画事業伊勢崎駅周辺第一土地画整理事業施行規程の一部を改正する条例
- 平成20年度伊勢崎市一般会計補正予算(第1号)
- 平成20年度伊勢崎市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 平成20年度伊勢崎市小型自動車競走事業費特別会計補正予算(第1号)
- の専決処分の承認について
- 平成20年度伊勢崎市老人保健特別会

請願の審査状況

- 計補正予算(第1号)の専決処分の承認について
- 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について
- 前橋市が本市行政区域内に計画する道路を路線認定することの承諾について
- 市道路線の廃止について
- 市道路線の認定について
- 経済市民委員会付託
- 全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める請願(今回審査未了により廃案)
- 後期高齢者医療保険制度の大幅見直しを求める請願(前回に引き続き閉会中継続審査)

議 員 提 出 議 案

今回の定例会に提出された議員提出議案は、意見書1件で、6月25日の本会議で可決しました。
なお、意見書については、内閣総理大臣ほか関係大臣に送付し善処を要請しました。

義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元と教育予算の拡充を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、昭和60年度以降、旅費・教材費・恩給費・共済追加費用等の一般財源化、平成17年度には中学校教職員給与費相当分が暫定的に一般財源化され、平成18年度からは国の負担率が2分の1から3分の1に変更された。

この制度は、義務教育の機会均等とその水準の維持・向上及び地方財政の安定のため、国が必要な財源を保障することの趣旨で確立されたものであり、これまで我が国の義務教育の水準向上に大きな役割を果たしてきた。しかし、国の負担率が3分の1になり、地方交付税削減の影響や厳しい財政状況などから、地方自治体において教育予算を確保することの困難さが増し、義務教育の円滑な推進に重大な影響を及ぼしている。

また、多くの自治体で財政が逼迫する中、少人数教育の推進、学校施設、旅費・教材費、就学援助・奨学金制度など教育条件の自治体間格差が広がっている。さらに、教職員の子供と向き合う時間の確保のための施策と文部科学省による勤務実態調査であられた極めて厳しい教職員の勤務実態の改善が喫緊の課題となっている。一方、就学援助受給者の増大にあらわれているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでおり、家計の所得の違いが教育格差につながってきている。

自治体の財政力や保護者の所得によって、子供たちが受ける教育水準に格差があってはならない。義務教育の水準確保と地方教育行政の充実を図るためには、一人一人の子供たちにきめ細かな教育とよりよい教育環境を保障するための教育予算の一層の拡充が必要である。

よって、国においては、義務教育費国庫負担制度の負担率2分の1復元と教育予算の拡充に向け、下記事項の実現を強く要望する。

記

- 1 教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について、国負担率を2分の1に復元することを含め制度を堅持すること。
- 2 子供と向き合う時間の確保を図り、きめの細かい教育の充実のために、第8次教職員定数改善計画を実施すること。
- 3 学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

平成19年度 会派別政務調査費収支報告

会 派 名	人 数	交 付 額	支 出 額
伊 勢 崎 ク ラ ブ	19人	8,750,000円	8,955,606円
新 政 ク ラ ブ	5人	2,380,000円	2,716,265円
公 明 党	4人	1,680,000円	1,683,417円
日本共産党議員団	2人	840,000円	604,418円
未 来 ク ラ ブ	2人	(交付申請なし) 0円	0円
正 論 の 会	1人	420,000円	453,371円
希 望 の 会	1人	105,000円	100,000円
平 政 会	1人	35,000円	26,800円

伊勢崎市ホームページ(<http://www.city.isesaki.lg.jp>)

平成19年度会派別政務調査費収支報告を公開しました

伊勢崎市議会では、政務調査費の支出において、ガソリン代や携帯電話代等に支出しないことなどの取り組みをしておりますが、さらに、透明性確保の観点から、収支報告及び内訳明細をホームページで公開しております。
また、議長交際費についても、毎月公開しています。

寄附禁止のルールを守りましょう

- ◆政治家は、選挙区内の人などに寄附をすることは禁止されています。
- ◆第三者が政治家を名義人とし、選挙区内の人たちに対する寄附をすることも禁止されています。
- ◆政治家の後援団体が選挙区内の人たちに対し行う寄附も、同様に禁止されています。



葬式の花輪、供花等



お祭りへの寄附や差入



代理が出席する場合の葬式の香典



地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差し入れ

請願・陳情

請願は、市民の皆さんが国・県または市に要望を述べることをいいます。
請願は、年齢や国籍などを問わず誰でもすることができ、1名以上の紹介議員が必要です。
また、請願の内容や対象は特に制限はありませんが、実際には市議会の権限に及ぶ範囲のものでなければなりません。
形式については、下の様式を参照の上、作成してください。提出の方法は、郵便でもかまいません。
受理した請願書は、所管の常任委員会に付託し、そこで慎重に審議しますので、請願事項が2つ以上の常任委員会に関連しないよう注意してください。
2つ以上の常任委員会の所管にまたがるようなものについては、それぞれの常任委員会に個別に付託できるよう、別々の請願書にしてください。
陳情の場合も様式は請願書と同じですが、紹介議員は必要ありません。なお、受理した陳情は陳情送付表にまとめ、所管の委員会に送付します。

表 紙

請 願 書

紹介議員 ○○○○
(署名または記名押印)

内 容

○○○○に関する請願趣旨(簡単明瞭に)

平成 年 月 日
(提出年月日)

伊勢崎市議会議長

○○○○宛

請願者住所

○○○○印

(個人の場合その氏名、法人の場合その名称と代表者の氏名)

(A4判)

注 意 事 項

傍聴される方は、次のことに注意し、係員の指示に従い傍聴してください。

- 議場における言論に対して拍手やその他の方法により騒ぎたてないこと
- 帽子やコート類の着用をしないこと
- 飲食または喫煙をしないこと
- 議場内でのカメラ・ビデオ等の撮影、録音等をしないこと
- 携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源を切ること
- 議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為はしないこと

その他注意事項につきましては、傍聴券裏面に記載してあります。

議会を傍聴しましょう

9月定例会(予定)

会 期：9月1日(月)～26日(金)

一般質問：5日(金)・8日(月)

傍聴入口

